



鳥取県公報

平成 31 年 3 月 19 日 (火)
号外第 25 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県文化財保護条例施行規則 (20) (文化政策課) 6
	鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則 (21) (〃) 28
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する 事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (22) (地域振興課) 31
	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (23) (障がい福祉課) 33
	鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (24) (農林水産総務課) . . . 49

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県文化財保護条例施行規則

1 規則の制定理由

鳥取県文化財保護条例の一部が改正され、同条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとされたことに伴い、規則を制定する。

2 規則の概要

- (1) 県指定保護文化財の所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次に掲げる場合とする。
 - ア 届出を行って所在の場所を変更した後、当該届出書に記載した指定書記載の場所に復する時期において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。
 - イ 補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - ウ 勧告を受けて行う措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - エ 許可を受けて行う現状変更等のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - オ 届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - カ 勧告又は命令を受けて行う出品のために所在の場所を変更しようとするとき。
 - キ イからカまでに掲げる所在の場所の変更を行った後、変更前の所在の場所又は指定書記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。
 - ク アからキまでに掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更が30日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。
- (2) 県指定保護文化財の所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。
- (3) 県指定保護文化財の現状変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。
- (4) 県指定保護文化財の現状変更等について知事の許可を要しない維持の措置は、次に掲げる場合とする。
 - ア 県指定保護文化財が毀損している場合において、県指定保護文化財としての価値に影響を及ぼすことなく当該県指定保護文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - イ 県指定保護文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- (5) 県指定無形文化財の保持者に関し届出を要する事由は、次に掲げる場合とする。
 - ア 保持者が芸名、雅号等を変更したとき。
 - イ 保持者について、その保持する県指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。
- (6) 県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設に関する基準は、次のとおりとする。
 - ア 標識は、石造（特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他の材料）とし、鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物の別及び名称、鳥取県の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）、指定年月日並びに建設年月日を彫り、又は記載すること。
 - イ 説明板には、前号に規定する事項、指定の事由、説明事項、注意事項その他必要と認められる事項を平易な表現を用いて記載すること。
 - ウ 境界標は、石造又はコンクリート造とし、13センチメートル角の4角柱で地表からの高さは30センチメートル以上とし、上面には指定地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界及び鳥取県の文字を彫ること。
 - エ アからウまでに定めるもののほか、標識、説明板、境界標、囲いその他の施設は、県指定史跡名勝天然

- 記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するように設置すること。
- (7) 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等について知事の許可を要しない維持の措置は、次に掲げる場合とする。
- ア 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、県指定史跡名勝天然記念物としての価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後に現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- イ 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ウ 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
- (8) 県指定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合は、県指定文化的景観の滅失又は毀損が次に掲げる行為による場合とする。
- ア 都市計画事業の施行として行う行為、都市計画に適合して行う行為、国土保全施設等の設置管理に係る行為、農業構造等の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等の指定等に係る文化財の保存に係る行為、県指定保護文化財等の指定等に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為
- イ 道路等、通信業務等の用に供する線路等、水道等又はガス工作物等の設置又は管理に係る行為
- ウ 緑地保全地域等の区域内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 県選定文化的景観について届出を要しない維持の措置は、次に掲げる場合とする。
- ア 県選定文化的景観が毀損している場合において、県選定文化的景観としての価値に影響を及ぼすことなく当該県選定文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- イ 県選定文化的景観が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
- ウ 県選定文化的景観の一部が毀損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
- (10) 知事は、文化財保護台帳を備え、必要な事項を記入しておかなければならないものとする。
- (11) その他県指定保護文化財の指定書の様式等について定める。
- (12) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

◇鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則

1 規則の制定理由

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、鳥取県立むきばんだ史跡公園（以下「史跡公園」という。）の管理に関し必要な事項は規則で定めることとされたことに伴い、規則を制定する。

2 規則の概要

- (1) 史跡公園の利用許可及び行為許可の申請に係る様式その他必要な事項を定める。
- (2) 史跡公園に設置された施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。
- (3) この規則に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、別に定める。
- (4) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、規則で定めることとされた市

町村が処理する事務を定める。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県文化財保護条例施行規則に基づく事務のうち、県指定保護文化財の指定書等の再交付申請書の受理及び知事への送付等の事務は、各市町村が処理することとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部が改正され、障害福祉サービス事業を行う者の共生型指定基準等について規則で定めることとされたこと等に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正

ア 居宅介護に係る共生型指定基準は、サービスの提供を受ける者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと、居宅介護に係る指定障害福祉サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること等とする。

イ 重度訪問介護に係る共生型指定基準は、サービスの提供を受ける者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること等とする。

ウ 生活介護に係る共生型指定基準は、児童福祉法第21条の5の3第1項の指定（児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るものに限る。）を受けている者により提供される事業所にあつては、サービスの提供を受ける者が同法によるサービスの利用者であるとした場合に同項の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと、生活介護に係る指定障害福祉サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること等とする。

エ 短期入所に係る共生型指定基準は、サービスの提供を受ける者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文又は第53条第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと、短期入所に係る指定障害福祉サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること等とする。

オ 自立訓練に係る共生型指定基準は、サービスの提供を受ける者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文又は第42条の2第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと、自立訓練に係る指定障害福祉サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること等とする。

(2) 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部改正

ア 訪問介護に係る共生型指定基準は、サービスの提供を受ける者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）によるサービスの利用者であるとした場合に同法第29条第1項の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと、訪問介護に係る指定居宅サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること等とする。

イ 通所介護に係る共生型指定基準は、サービスの提供を受ける者が児童福祉法又は障害者総合支援法によるサービスの利用者であるとした場合に児童福祉法第21条の5の3第1項又は障害者総合支援法第29条第1項の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと、通所介護に係る指定居宅サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること等とする。

ウ 短期入所生活介護に係る共生型指定基準は、サービスの提供を受ける者が障害者総合支援法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第29条第1項の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置

- くこと、居室の面積をサービスの提供を受ける者1人につき9.9平方メートル以上とすること等とする。
- エ 介護予防短期入所生活介護に係る介護予防共生型指定基準は、サービスの提供を受ける者が障害者総合支援法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第29条第1項の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと、居室の面積をサービスの提供を受ける者1人につき9.9平方メートル以上とすること等とする。
- オ その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正
- ア 障害者総合支援法第29条第1項の指定（生活介護に係るものに限る。）を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、従業者の人数がサービスを利用する障害児を生活介護の利用者とみなして加えた場合において指定障害福祉サービス事業者として必要とされる人数以上であること、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること等とする。
- イ 介護保険法第41条第1項本文の指定（通所介護に係るものに限る。）又は同法第42条の2第1項本文の指定（地域密着型通所介護に係るものに限る。）を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、食堂及び機能訓練室の床面積がサービスを利用する障害児を通所介護又は地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）を利用する利用者とみなして加えた場合における通所介護等の利用者の数で除して3平方メートル以上であること、従業者の人数がサービスを利用する障害児を通所介護等の利用者とみなして加えた場合において指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者として必要とされる人数以上であること等とする。
- ウ 介護保険法第42条の2第1項本文の指定（小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。）に係るものに限る。）又は同法第54条の2第1項本文の指定（介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。）を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、従業者の人数が通いサービスを利用する者が居宅要介護者であるとした場合に、同法第42条の2第1項本文又は第54条の2第1項の本文の指定を受けるために必要とされる人数以上であること、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること等とする。
- (4) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

◇鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

水産業協同組合法の一部が改正され、漁業生産組合の設立が認可制から届出制にされたこと等に伴い、当該届出等の提出書類を定める等の所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次に掲げる届出を行う者が提出する書類を定める。
- ア 漁業生産組合の定款変更の届出
- イ 漁業生産組合の成立の届出
- ウ 漁業生産組合の解散の届出
- エ 漁業生産組合の合併の届出
- オ 漁業生産組合の組織変更の届出
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

規 則

鳥取県文化財保護条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第20号

鳥取県文化財保護条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 県指定保護文化財（第2条—第12条）
- 第3章 県指定無形文化財（第13条—第15条）
- 第4章 県指定有形民俗文化財（第16条—第18条）
- 第5章 県指定史跡名勝天然記念物（第19条—第23条）
- 第6章 県選定文化的景観（第24条—第29条）
- 第7章 県選定伝統的建造物群保存地区（第30条）
- 第8章 県選定保存技術（第31条）
- 第9章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 県指定保護文化財

（指定書及びその附書）

第2条 条例第4条第5項の規定により交付する県指定保護文化財の指定書は、様式第1号のとおりとする。

2 県指定保護文化財の員数に細目があるときは、当該指定書に様式第2号による附書を付さなければならない。この場合において、附書は、当該指定書の一部分として取り扱うものとする。

3 前項の附書には、当該指定書の裏面にかけて割り印を押さなければならない。

（指定書の再交付）

第3条 県指定保護文化財の所有者は、指定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しく破損したときは、その再交付を受けることができる。

2 前項の規定により指定書の再交付を受けようとする者は、様式第3号による申請書に、その事実を証明するに足りる書類又は破損した指定書を添えて知事に提出しなければならない。

（管理責任者の選任等の届出）

第4条 条例第7条第3項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、様式第4号による届出書により行わなければならない。

（所有者の変更等の届出）

第5条 条例第8条第1項の規定による所有者の変更の届出は、様式第5号による届出書に、指定書及び所有権の移転を証明する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規定による管理責任者の変更の届出は、様式第6号による届出書により行わなければならない。

3 条例第8条第3項の規定による所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、様式第7号による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出が所有者に係るものであるときは、指定書を添えなければならない。

（滅失、毀損等の届出）

第6条 条例第9条の規定による滅失、毀損等の届出は、様式第8号による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出が毀損に係るものであるときは、写真又は見取図その他毀損の状態を示す書類を添えなければならない。

(所在の場所の変更の届出)

第7条 条例第10条本文の規定による所在の場所の変更の届出は、様式第9号による届出書により行わなければならない。

(所在の場所の変更の届出を要しない場合等)

第8条 条例第10条ただし書の規定により所在の場所の変更について届出を要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第10条の規定による届出を行って所在の場所を変更した後、当該届出書に記載した指定書記載の場所に復する時期において、復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。
- (2) 条例第11条第1項の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (3) 条例第12条第1項又は第2項の規定による勧告を受けて行う措置又は修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (4) 条例第14条第1項の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (5) 条例第15条第1項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (6) 条例第16条第1項又は第2項の規定による勧告又は命令を受けて行う出品のために所在の場所を変更しようとするとき。
- (7) 第2号から第6号までに掲げる所在の場所の変更を行った後、変更前の所在の場所又は指定書記載の所在の場所に復するために所在の場所を変更しようとするとき。
- (8) 前各号に掲げる場合以外の場合であって、所在の場所の変更が30日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在の場所を変更しようとする場合を除く。

2 条例第10条ただし書の規定により所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。この場合において、所在の場所を変更した後にする届出は、様式第9号による届出書により、その変更した日から20日以内に行わなければならない。

(現状変更等の許可の申請)

第9条 条例第14条第1項の規定による現状変更等の許可の申請は、様式第10号による申請書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料
- (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (5) 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書(着手及び終了の報告)

第10条 条例第14条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。ただし、条例第11条第1項の規定による補助金の交付を受けて行う修理に係る現状変更等については、この限りでない。

2 前項の規定による終了の報告書には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第11条 条例第14条第2項の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

- (1) 県指定保護文化財が毀損している場合において、県指定保護文化財としての価値に影響を及ぼすことな

く当該県指定保護文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

(2) 県指定保護文化財が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(修理の届出等)

第12条 条例第15条第1項の規定による修理の届出は、様式第11号による届出書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

(1) 修理の設計仕様書及び設計図

(2) 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

2 前項の届出書又は同項各号に掲げる書類、写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

3 条例第15条第1項の規定により修理の届出を行った者は、当該届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

第3章 県指定無形文化財

(認定書の交付)

第13条 知事は、条例第19条第2項又は第4項の規定により保持者又は保持団体を認定したときは、保持者又は保持団体に様式第12号による認定書を交付しなければならない。

2 第3条の規定は、前項の認定書の再交付について準用する。

(保持者の氏名の変更等の届出)

第14条 条例第21条の規定による保持者の氏名の変更等の届出は、様式第13号による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出が次条第2号に掲げる事項に係るものであるときは、医師の診断書を添えるものとする。

(保持者に関し届出を要する事由)

第15条 条例第21条の規則で定める事由は、次に掲げる場合とする。

(1) 保持者が芸名、雅号等を変更したとき。

(2) 保持者について、その保持する県指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたとき。

第4章 県指定有形民俗文化財

(指定書及びその附書)

第16条 条例第25条第2項において準用する条例第4条第5項の規定により交付する県指定有形民俗文化財の指定書は、様式第14号のとおりとする。

2 前項の指定書には、様式第15号による附書を付することができる。この場合において、附書は、当該指定書の一部として取り扱うものとする。

3 前項の附書には、当該指定書の裏面にかけて割り印を押さなければならない。

(現状変更等の届出)

第17条 条例第27条第1項の規定による現状変更等の届出は、様式第16号による届出書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

(1) 現状変更等の設計仕様書、設計図又は計画書

(2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図

(3) 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料

(4) 届出者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

(5) 管理責任者がある場合において、届出者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

2 前項の届出書又は同項各号に掲げる書類、写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

(準用規定)

第18条 第3条から第8条まで及び第10条の規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

第5章 県指定史跡名勝天然記念物

(標識等の設置の基準等)

第19条 条例第32条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 標識は、石造（特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他の材料）とし、鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物の別及び名称、鳥取県の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）、指定年月日並びに建設年月日を彫り、又は記載すること。
- (2) 説明板には、前号に規定する事項、指定の事由、説明事項、注意事項その他必要と認められる事項を平易な表現を用いて記載すること。
- (3) 境界標は、石造又はコンクリート造とし、13センチメートル角の4角柱で地表からの高さは30センチメートル以上とし、上面には指定地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界及び鳥取県の文字を彫ること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、標識、説明板、境界標、囲いその他の施設は、県指定史跡名勝天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するように設置すること。

(土地の所在等の異動の届出)

第20条 条例第33条の規定による土地の所在等の異動の届出は、様式第17号による届出書により行わなければならない。この場合において、地番、地目又は地積の異動が分筆によるときは、当該土地に係る登記簿の謄本及び登記所に備えられた地図の写本を添えなければならない。

(現状変更等の許可の申請)

第21条 条例第34条第1項の規定による現状変更等の許可の申請は、様式第18号による申請書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図
- (3) 現状変更等に係る地域の写真
- (4) 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料
- (5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (6) 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- (7) 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

(維持の措置の範囲)

第22条 条例第34条第2項の維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

- (1) 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、県指定史跡名勝天然記念物としての価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後に現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- (2) 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- (3) 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(準用規定)

第23条 第4条から第6条まで、第10条及び第12条の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 県選定文化的景観

(選定の申出)

第24条 条例第35条の2第1項の規定による県選定文化的景観の選定の申出をしようとする市町村は、選定の申出に関し、あらかじめ県選定文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者（管理者がいる場合には、当該管理者を含む。以下「所有者等」という。）の同意を得て、様式第19号による申出書に次に掲げる図面、写真及び資料を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 選定の申出に係る文化的景観（以下「文化的景観」という。）の位置及び範囲を示す図面

- (2) 文化的景観の概況を示す写真
- (3) 文化的景観に係る規制に関する書類
- (4) 所有者等の同意を得たことを証する書類
- (5) その他参考となるべき資料

(滅失又は毀損の届出)

第25条 条例第35条の4の規定による滅失又は毀損の届出は、様式第20号による届出書に、滅失又は毀損の状態を示す写真及び図面を添えて行わなければならない。

(滅失又は毀損の届出を要しない場合)

第26条 条例第35条の4ただし書に規定する規則で定める場合は、県選定文化的景観の滅失又は毀損が次に掲げる行為による場合とする。

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為、県指定保護文化財等知事の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為
- (2) 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）
- (3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域、同法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区又は同法第55条第1項に規定する市民緑地（緑地保全地域又は特別緑地保全地区内にあるものを除く。）内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

(現状変更等の届出)

第27条 条例第35条の6第1項の規定による現状変更等の届出は、様式第21号による届出書に、次に掲げる書類、図面及び写真を添えて行わなければならない。

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図
- (3) 現状変更等に係る地域の写真
- (4) 現状変更等を必要とする事由を証明するに足りる資料があるときは、その資料

2 前項第2号の実測図及び同項第3号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

3 第1項の届出書又は同項各号に掲げる書類、写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事にその旨を届け出なければならない。

(維持の措置の範囲)

第28条 条例第35条の6第1項ただし書に規定する現状変更について届出を要しない維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

- (1) 県選定文化的景観が毀損している場合において、県選定文化的景観としての価値に影響を及ぼすことなく当該県選定文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

(2) 県選定文化的景観が毀損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

(3) 県選定文化的景観の一部が毀損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(所有者の変更等の届出)

第29条 条例第35条の8において準用する条例第8条第1項の規定による所有者の変更の届出は、様式第22号による届出書に、所有権の移転を証明する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第35条の8において準用する条例第8条第3項の規定による所有者の氏名若しくは名称又は住所の変更の届出は、様式第23号による届出書により行わなければならない。

第7章 県選定伝統的建造物群保存地区

(選定の申出)

第30条 条例第36条第1項の規定による県選定伝統的建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市町村は、様式第24号による申出書に次に掲げる図面、写真及び資料を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 選定の申出に係る伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の位置及び範囲を示す図面
- (2) 保存地区の保存計画に係る図面
- (3) 保存地区の概況を示す写真
- (4) その他参考となるべき資料

第8章 県選定保存技術

(準用規定)

第31条 第13条から第15条までの規定は、県選定保存技術について準用する。

第9章 雑則

(保護台帳)

第32条 知事は、文化財保護台帳を備え、必要な事項を記入しておかななければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

(表面)

第	号	鳥取県指定保護文化財指定書	
名 称	員 数		
構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴			
上を鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定保護文化財に指定する。			
年 月 日			
鳥 取 県 知 事			印

(裏面)

所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所	交 付 又 は 再 交 付 の 年 月 日

所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所	変 更 の 年 月 日

備考

1 次の場合には、鳥取県文化財保護条例の規定により、指定書を添えて届け出なければならないことになっています。

(1) 鳥取県指定保護文化財の所有者が変更したとき。

(2) 鳥取県指定保護文化財の所有者がその指名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(3) 鳥取県指定保護文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

2 鳥取県指定保護文化財の指定を解除されたときには、鳥取県文化財保護条例の規定により、指定書を返付しなければならないことになっています。

様式第2号（第2条関係）

第 号	鳥取県指定保護文化財指定書附書
割り印	
名 称	員 数
員数の細目並びに構造及び形式又は寸法、重量若しくは材質その他の特徴	

様式第3号（第3条関係）

文化財指定書再交付申請書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例施行規則第3条の規定により指定書の再交付を申請します。

年 月 日

申請者 住所
 氏名 { 法人にあっては、名称 } 印

〔 及び代表者の氏名 〕

文化財の種別、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
亡失（盗難、滅失、破損）の年月日及び場所	
亡失（盗難、滅失、破損）の事由	
その他参考となるべき事項	

様式第4号（第4条関係）

文化財管理責任者選任（解任）届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第7条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名 { 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 }

印

文化財の種別、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
管理責任者の氏名及び住所	
管理責任者の職業及び年齢	
選任（解任）の年月日	
選任（解任）の事由	
その他参考となるべき事項	

様式第5号（第5条関係）

文化財所有者変更届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名 { 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 }

印

文化財の種別、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
旧所有者の氏名又は名称及び住所	
新所有者の氏名又は名称及び住所	
変更の年月日	
変更の事由	
その他参考となるべき事項	

様式第6号（第5条関係）

文化財管理責任者変更届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

印

文化財の種別、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
旧管理責任者の氏名及び住所	
新管理責任者の氏名及び住所	
新管理責任者の職業及び年齢	
変更の年月日	
変更の事由	
その他参考となるべき事項	

様式第7号（第5条関係）

文化財所有者（管理責任者）氏名（名称）又は住所変更届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称} \end{array} \right]$

印

〔及び代表者の氏名〕

文化財の種別、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
変更前の氏名若しくは名称又は住所	
変更後の氏名若しくは名称又は住所	
変更の年月日	
その他参考となるべき事項	

様式第8号（第6条関係）

文化財滅失（毀損、亡失、盗難）届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

印

文化財の種別、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
所有者の氏又は名称及び住所	
管理責任者がある場合は、その氏名及び住所	
滅失（毀損、亡失、盗難）の事実の生じた日時及び場所	
滅失（毀損、亡失、盗難）の事実の生じた当時における管理の状況	
滅失（毀損、亡失、盗難）の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度	
滅失（毀損、亡失、盗難）の事実を知った日	
滅失（毀損、亡失、盗難）の事実を知った後に執られた措置	
その他参考となるべき事項	

様式第9号（第7条、第8条関係）

文化財の所在の場所変更届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名 { 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 }

印

文化財の種別、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
所有者の氏名又は名称及び住所	
管理責任者がある場合は、その氏名及び住所	
現在の所在の場所	
変更後の所在の場所	
変更しようとする（した）年月日	
変更しようとする（した）事由	
現在の所在の場所に復することが明らかな場合は、その旨及び時期	
その他参考となるべき事項	

様式第10号（第9条関係）

県指定保護文化財現状変更等許可申請書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名 { 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 }

印

文化財の名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
所有者の氏名又は名称及び住所	

管理責任者がある場合は、その氏名及び住所	
現状変更等を必要とする事由	
現状変更等の内容及び実施の方法	
現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期	
現状変更等の着手及び終了の予定時期	
現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	
その他参考となるべき事項	

様式第11号（第12条関係）

文化財修理届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

印

文化財の種別、名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
管理責任者がある場合は、その氏名及び住所	
管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地	
修理を必要とする事由	
修理の内容及び方法	
修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期	
修理の着手及び終了の予定時期	
修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所	

の所在地	
その他参考となるべき事項	

様式第12号（第13条関係）

(表面)

第	号
認 定 書	
様	
(芸名、雅号等)	
年 月 日生	
上を鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定無形文化財の保持者（保持団体）として認定する。	
年 月 日	
鳥 取 県 知 事	
印	

(裏面)

指定の要件
交付の年月日
再交付の年月日
備考
1 認定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損したときは、再交付を申請することができます。
2 保持者又は保持団体が氏名、名称等を変更したときは、さきに交付した認定書と引き換えに再交付します。
3 保持者又は保持団体が認定を解除されたとき（保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したときを除く。）は、認定書を返付してください。

様式第13号（第14条関係）

その1

文化財保持者（保持団体）氏名（名称、芸名、雅号等）
又は住所（事務所の所在地）変更届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

印

文化財の種別及び名称	
認定年月日	
変更前の氏名(名称、芸名、雅号等)又は住所(事務所の所在地)	
変更後の氏名(名称、芸名、雅号等)又は住所(事務所の所在地)	
変更の年月日	
その他参考となるべき事項	

その2

文化財保持者(保持団体)死亡(解散)届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

印

文化財の種別及び名称	
認定年月日	
保持者(保持団体)の氏名(名称)及び住所(事務所の所在地)	
死亡(解散)の年月日	
死亡(解散)の事由	
その他参考となるべき事項	

その3

文化財保持者心身故障届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所
氏名

印

文化財の種別及び名称	
認定年月日	
心身の故障の生じた年月日	
心身の故障の状況	
その他参考となるべき事項	

その4

文化財保持団体代表者変更（構成員異動）届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

印

文化財の種別及び名称	
認定年月日	
旧代表者（旧構成員）の氏名及び住所	
新代表者（新構成員）の氏名及び住所	
新代表者（新構成員）の生年月日 及び経歴	
変更（異動）の年月日	
変更（異動）の事由	
その他参考となるべき事項	

様式第14号（第16条関係）

（表面）

第 号	
鳥取県指定有形民俗文化財指定書	
名 称	員 数

形状、寸法、重量又は品質その他内容を示す事項

上を鳥取県文化財保護条例により鳥取県指定有形民俗文化財に指定する。

年 月 日

鳥 取 県 知 事

印

(裏面)

所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所	交 付 又 は 再 交 付 の 年 月 日

所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所	変 更 の 年 月 日

備考

- 1 次の場合には、鳥取県文化財保護条例の規定により、指定書を添えて届け出なければならないことになっています。
 - (1) 鳥取県指定有形民俗文化財の所有者が変更したとき。
 - (2) 鳥取県指定有形民俗文化財の所有者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
 - (3) 鳥取県指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
- 2 鳥取県指定有形民俗文化財の指定を解除されたときには、鳥取県文化財保護条例の規定により、指定書を返付しなければならないことになっています。

様式第15号 (第16条関係)

第 号

鳥取県指定有形民俗文化財指定書附書

割り印

名 称 員 数

形状、寸法、重量又は品質その他内容を示す事項

様式第16号 (第17条関係)

県指定有形民俗文化財現状変更等届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

印

文化財の名称及び員数	
指定年月日及び指定書の番号	
文化財の所在の場所	
所有者の氏名又は名称及び住所	
管理責任者がある場合は、その氏名及び住所	
現状変更等を必要とする事由	
現状変更等の内容及び実施の方法	
現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期	
現状変更等の着手及び終了の予定時期	
現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	
その他参考となるべき事項	

様式第17号（第20条関係）

県指定史跡名勝天然記念物土地の所在（地番、地目、地積）変更届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第33条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

印

史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称	
指 定 年 月 日	
文 化 財 の 所 在 地	
所有者の氏名又は名称及び住所	
管理責任者がある場合は、その氏名及び住所	
管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地	
異動前の土地の所在（地番、地目、地積）	
異動後の土地の所在（地番、地目、地積）	
変 更 の 年 月 日	
変 更 の 事 由	
その他参考となるべき事項	

様式第18号（第21条関係）

県指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第34条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

印

史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称	
指 定 年 月 日	
文 化 財 の 所 在 地	
所有者の氏名又は名称及び住所	
権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所	
管理責任者がある場合は、その氏名及び住所	
管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地	
現状変更等を必要とする事由	
現状変更等の内容及び実施の方法	
現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化	

その他現状変更等が文化財に及ぼす影響に関する事項	
現状変更等の着手及び終了の予定時期	
現状変更等に係る地域の地番	
現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	
その他参考となるべき事項	

様式第19号（第24条関係）

県選定文化的景観選定申出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第35条の2第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

年 月 日

申出市町村 印

文化的景観の名称	
文化的景観の種類	
文化的景観の所在地及び面積	
文化的景観の保存状況	
文化的景観の特性	
文化的景観の保存計画	
その他参考となるべき事項	

様式第20号（第25条関係）

県選定文化的景観減失（毀損）届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第35条の4の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

印

県選定文化的景観の名称	
選定年月日	

県選定文化的景観の所在地	
選定の申出を行った市町村	
滅失又は毀損の事実の生じた日時	
滅失又は毀損の事実の生じた当時における管理の状況	
滅失又は毀損の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度	
毀損の場合は、毀損の結果当該県選定文化的景観がその保存上受ける影響	
滅失又は毀損の事実を知った日	
滅失又は毀損の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項	

様式第21号（第27条関係）

県選定文化的景観現状変更等届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第35条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名 { 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 }

印

県選定文化的景観の名称	
選 定 年 月 日	
県選定文化的景観の所在地	
選定の申出を行った市町村	
所有者等の氏名又は名称及び住所	
現状変更等を必要とする事由	
現状変更等の内容及び実施の方法	
現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が県選定文化的景観に及ぼす影響に関する事項	
現状変更等の着手及び終了の予定時期	
現状変更等に係る地域の地番	
現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代	

表者の氏名	
その他参考となるべき事項	

様式第22号（第29条関係）

県選定文化的景観所有者変更届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第35条の8において準用する同条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

印

県選定文化的景観の名称	
選 定 年 月 日	
県選定文化的景観の所在地	
選定の申出を行った市町村	
旧所有者の氏名又は名称及び住所	
新所有者の氏名又は名称及び住所	
変 更 の 年 月 日	
変 更 の 事 由	
その他参考となるべき事項	

様式第23号（第29条関係）

県選定文化的景観所有者氏名（名称）又は住所変更届出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第35条の8において準用する同条例第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

印

県選定文化的景観の名称	
選 定 年 月 日	
県選定文化的景観の所在地	
選定の申出を行った市町村	

変更前の氏名若しくは名称又は住所	
変更後の氏名若しくは名称又は住所	
変 更 の 年 月 日	
その他参考となるべき事項	

様式第24号（第30条関係）

県選定伝統的建造物群保存地区選定申出書

鳥取県知事 様

鳥取県文化財保護条例第36条の規定により、次のとおり申し出ます。

年 月 日

申出市町村 印

保 存 地 区 の 名 称	
保 存 地 区 の 決 定 年 月 日	
保 存 地 区 の 所 在 地 及 び 面 積	
保 存 地 区 の 保 存 状 況	
保 存 地 区 の 伝 統 的 建 造 物 群 の 特 性	
保 存 地 区 の 保 存 計 画	
その他参考となるべき事項	

鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則をここに公布する。

平成31年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第21号

鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園（以下「史跡公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第10条第1項の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書を所長に提出しなければならない。

(行為許可の申請)

第3条 条例第14条第1項第3号又は第6号の許可を受けようとする者は、様式第2号又は様式第3号による申請書を所長に提出しなければならない。

(施設設備の損傷等の届出)

第4条 史跡公園に設置された施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、又は汚損した者は、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

(表面)

鳥取県立むきばんだ史跡公園施設利用許可申請書	
職 氏 名 様	年 月 日
申請者	
住所	
氏名	印
(法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
担当者名	
鳥取県立むきばんだ史跡公園の施設を次のとおり利用することについて、許可を申請します。	
利用しようとする施設の名称	体験学習室1 ・ 体験学習室2 ・ 屋外展示施設
利 用 目 的	
利 用 面 積	
利 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
集 合 予 定 人 員	
減 免 申 請 の 有 無	有 無
冷 暖 房 使 用 の 有 無	有 無
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 利用しようとする施設の名称を○で囲むこと。

(裏面)

<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 <input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。 上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号(第3条関係)

(表面)

鳥取県立むきばんだ史跡公園内行為許可申請書	
職 氏 名 様	年 月 日
申請者	
住所	
氏名	印
(法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
担当者名	
鳥取県立むきばんだ史跡公園において次の行為を行うことについて、許可を申請します。	
行 為 の 種 類	竹木の伐採 ・ 植物の採取
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行為の着手及び完了予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行為の施行工法	
その他参考となるべき事項	

注

- 1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 許可を受けたい行為の種類を○で囲むこと。

(裏面)

<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 <input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。
--

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第3号（第3条関係）

（表面）

鳥取県立むきばんだ史跡公園内物品販売許可申請書	
職 氏 名 様	年 月 日
申請者	
住所	
氏名	印
（法人にあつては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
担当者名	
鳥取県立むきばんだ史跡公園において次のとおり物品を販売することについて、許可を申請します。	
販 売 の 目 的	
販 売 す る 物 品	
販 売 す る 場 所	
販 売 す る 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	

注 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（裏面）

<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
<input type="checkbox"/> 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
<input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
<input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第14条の規定を遵守すること。
上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第22号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第 2 条 <u>条例別表 1 の 6 の項に規定する規則で定める</u>事務は、<u>鳥取県文化財保護条例施行規則（平成31年鳥取県規則第20号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 第 3 条第 2 項（第13条第 2 項（第31条において準用する場合を含む。）及び第18条において準用する場合を含む。）の規定による再交付申請書の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(2) 第10条第 1 項（第18条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による現状変更等の着手及び終了の報告に係る書類の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(3) 第12条第 2 項（第23条において準用する場合を含む。）の規定による修理に係る届出事項の変更の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(4) 第12条第 3 項（第23条において準用する場合を含む。）の規定による修理の終了の報告に係る書類の受理及び知事への送付</u></p> <p><u>(5) 第17条第 2 項の規定による現状変更等に係る届出事項の変更の届出の受理及び知事への送付</u></p> <p>2 条例別表 2 の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第 9 条の規定による調査票への記入とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 条例別表 8 の29の項に規定する規則で定める事務は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和55年鳥取県規則第 5 号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(市町村等が処理する事務の範囲)</p> <p>第 2 条</p> <p>条例別表 2 の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第 9 条の規定による調査票への記入とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 条例別表 8 の24の項に規定する規則で定める事務は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和55年鳥取県規則第 5 号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p>

<p>(1)～(8) 略</p> <p><u>7</u> 条例別表8の36の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和37年鳥取県規則第18号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 条例別表19の16の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則（平成14年鳥取県規則第13号）第3条の規定による特定動物の許可等の通知とする。</p> <p><u>11</u> 条例別表19の22の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県魚介類行商条例施行規則（昭和40年鳥取県規則第29号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>12</u> 条例別表19の25の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p><u>15</u> 略</p>	<p>(1)～(8) 略</p> <p><u>6</u> 条例別表8の31の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和37年鳥取県規則第18号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 条例別表19の15の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県動物の愛護及び管理に関する規則（平成14年鳥取県規則第13号）第3条の規定による特定動物の許可等の通知とする。</p> <p><u>10</u> 条例別表19の21の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県魚介類行商条例施行規則（昭和40年鳥取県規則第29号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>11</u> 条例別表19の24の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p><u>14</u> 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。) <u>第6条第3項、第8条第3項、第10条第4項、第12条第3項、第14条第2項、第16条第4項、第18条第3項、第20条第3項、第22条第2項、第24条第2項、第26条第2項及び第27条並びに別表第1から別表第11までの規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)並びに条例で使用する用語の例による。</u></p> <p>(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>条例に定めるもののほか、居宅介護に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>別表第1(従業者の配置の項第1号(2)及びサービスの提供の項第21号の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(2) <u>サービスの提供を受ける者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。) <u>第6条第2項、第8条第3項、第10条第3項、第12条第2項、第14条第2項、第16条第3項、第18条第3項、第20条第3項、第22条第2項、第24条第2項、第26条第2項及び第27条並びに別表第1から別表第11までの規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)<u>及び条例で使用する用語の例による。</u></p> <p>(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の基準)</p> <p>第3条 略</p>

(3) 居宅介護に係る指定障害福祉サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

3 条例に定めるもののほか、重度訪問介護に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。

(1) 別表第1（従業者の配置の項第1号(2)及びサービスの提供の項第20号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

(2) 前項第2号に掲げる基準を満たすこと。

(3) 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

4 略

(療養介護の基準)

第4条 略

2 条例に定めるもののほか、療養介護に係る指定基準は、別表第2の右欄のとおりとする。この場合において、医療型障害児入所施設で児童福祉法第24条の2第1項の指定を受けているものについては、同項に規定する指定入所支援と一体的に療養介護のサービスを提供するときは、同表従業者の配置の項及び設備の項に掲げる基準を満たしているものとみなす。

(生活介護の基準)

第5条 略

2 略

3 条例に定めるもののほか、生活介護に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。

(1) 別表第3（従業者の配置の項中欄第1号から第5号まで及び第8号並びに設備の項中欄の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

(2) 児童福祉法第21条の5の3第1項の指定（児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るものに限る。）を受けている者により提供される事業所にあつては、サービスの提供を受ける者が同法によるサービスの利用者であるとした場合に同項の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。

(3) 指定通所介護事業者等により提供される事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。

ア サービスの提供を受ける者が介護保険法によ

2 略

(療養介護の基準)

第4条 略

2 条例に定めるもののほか、療養介護に係る指定基準は、別表第2の右欄のとおりとする。この場合において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設で同法第24条の2第1項の指定を受けているものについては、同項に規定する指定入所支援と一体的に療養介護のサービスを提供するときは、同表従業者の配置の項及び設備の項に掲げる基準を満たしているものとみなす。

(生活介護の基準)

第5条 略

2 略

るサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文又は第42条の2第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。

イ 食堂及び機能訓練室の面積は、サービスの提供を受ける者1人につき3平方メートル以上であること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等により提供される事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 通いサービス（事業所に通わせて行うサービスをいう。以下同じ。）の利用の登録を受ける者の数の上限（以下この号において「登録定員」という。）を29人以下とすること。

イ 通いサービスの利用定員を次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に定める人数とすること。

25人以下	登録定員の2分の1以上15人以下
26人又は27人	登録定員の2分の1以上16人以下
28人	登録定員の2分の1以上17人以下
29人	登録定員の2分の1以上18人以下

ウ 指定小規模多機能型居宅介護事業者等（保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する者に限る。）により当該事業を行う他の事業所との密接な連携の下に運営される事業所（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）は、ア及びイの規定にかかわらず、登録定員を18人以下、通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1以上12人以下とすること。

エ サービスの提供を受ける者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第42条の2第1項本文又は第54条の2第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。

オ 居間及び食堂は、十分な広さとすること。

(5) 生活介護に係る指定障害福祉サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

4 生活介護に係る該当基準は、次のとおりとする。

3 生活介護に係る該当基準は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等（介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものを除く。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護の提供を受けることが困難な障がい者にサービスを提供するものであること。

(3) 指定通所介護事業所等にあつては、前項第3号ア及びイに掲げる基準を満たすこと。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等（介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものを除く。）にあつては、前項第4号アからオまでに掲げる基準を満たすこと。この場合（第8条第4項第3号の規定により適用される場合を含む。）において、同項第4号ウ中「限る。」とあるのは「限り、介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものを除く。」と読み替えるものとする。

- (1) 略
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護の事業を行う事業所で同法第41条第1項本文の指定を受けているもの若しくは同法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護の事業を行う事業所で同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定通所介護事業所等」という。）又は同法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第23項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）の事業を行う事業所で同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護の提供を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。

(3) 指定障害福祉サービス事業者の生活介護を行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

(4) 指定通所介護事業所等にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。

ア サービスの提供を受ける障害者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文又は第42条の2第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。

イ 食堂及び機能訓練室の面積は、サービスの提供を受ける者1人につき3平方メートル以上であること。

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 通いサービス（事業所に通わせて行うサービスをいう。以下同じ。）の利用の登録を受ける者の数の上限（以下この号において「登録定員」という。）を29人以下とすること。

イ 通いサービスの利用定員を次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に定める人数とすること。

25人以下	登録定員の2分の1以上15人
-------	----------------

	以下
26人又は27人	登録定員の2分の1以上16人以下
28人	登録定員の2分の1以上17人以下
29人	登録定員の2分の1以上18人以下

ウ 他の指定小規模多機能型居宅介護事業所等（保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する者により設置されるものに限る。）との密接な連携の下に運営される事業所（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）は、ア及びイの規定にかかわらず、登録定員を18人以下、通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1以上12人以下とすること。

エ サービスの提供を受ける障害者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第42条の2第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。

オ 居間及び食堂は、十分な広さとすること。

(5) 前項第5号に掲げる基準を満たすこと。

(短期入所の基準)

第6条 略

2 条例に定めるもののほか、短期入所に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。

(1) 別表第4（従業者の配置の項第1号及び第2号、設備の項並びにサービスの提供の項第19号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。

(2) 利用定員を超えてサービスの提供を行わないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(3) 介護保険法第41条第1項本文の指定（短期入所生活介護に係るものに限る。）又は同法第53条第1項本文の指定（介護予防短期入所生活介護に係るものに限る。）を受けている者により提供される事業所にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。

ア サービスの提供を受ける者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文又は第53条第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。

イ 居室の面積は、サービスの提供を受ける者1

(短期入所の基準)

第6条 略

人につき10.65平方メートル以上であること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等 については、次に掲げる基準を満たすこと。

ア サービスの提供者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第42条の2第1項本文又は第54条の2第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。

イ 宿泊室が個室でない場合にあつては、その面積が利用定員1人につきおおむね7.43平方メートル以上であること。

(5) 短期入所に係る指定障害福祉サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

3 短期入所に係る該当基準は、次のとおりとする。

(1) 別表第4サービスの提供の項第3号及び第5号から第7号までに掲げる基準を満たすこと。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等(介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものを除く。) が通いサービスの利用の登録を受けた障害者等に対して宿泊サービス(事業所に宿泊させて行うサービスをいう。以下同じ。) を提供するものであること。

(3) 宿泊サービスの利用定員を通いサービスの利用定員の3分の1以上9人以下(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものを除く。))にあつては、利用定員の3分の1以上6人以下)とすること。

(4) 前項第4号イ及び第5号に掲げる基準を満たすこと。

(自立訓練の基準)
 第8条 略
 2 略
 3 条例に定めるもののほか、自立訓練に係る共生型

2 短期入所に係る該当基準は、次のとおりとする。

(1) 別表第4サービスの提供の項の右欄第3号及び第5号から第7号までに掲げる基準を満たすこと。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等 が通いサービスの利用の登録を受けた障害者等に対して宿泊サービス(事業所に宿泊させて行うサービスをいう。以下同じ。) を提供するものであること。

(3) 前条第3項第5号に掲げる基準を満たすこと。

(4) 宿泊サービスの利用定員を通いサービスの利用定員の3分の1以上9人以下(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、利用定員の3分の1以上6人以下)とすること。

(5) 宿泊室が個室でない場合にあつては、その面積がサービスの提供者1人につきおおむね7.43平方メートル以上であること。

(6) 指定障害福祉サービス事業者の短期入所を行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

(自立訓練の基準)
 第8条 略
 2 略

<p>指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表第6（従業者の配置の項の中欄第1号から第7号まで及び第10号並びに設備の項の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(2) <u>第5条第3項第3号及び第4号に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(3) <u>自立訓練に係る指定障害福祉サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。</u></p> <p>4 自立訓練に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等（介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものを除く。）が地域において自立訓練が提供されていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障がい者にサービスを提供するものであること。</u></p> <p>(3) <u>第5条第4項第3号及び第4号に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(4) <u>前項第3号に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(多機能型事業所の基準)</p> <p>第14条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る最低基準は、別表第12の中欄のとおりとする。</p> <p>2 略</p>	<p>3 自立訓練に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練が提供されていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。</u></p> <p>(3) <u>第5条第3項第4号及び第5号に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(4) <u>指定障害福祉サービス事業者の自立訓練を行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。</u></p> <p>(多機能型事業所の基準)</p> <p>第14条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに<u>児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）</u>、同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）、<u>同条第4項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）</u>、<u>同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所（以下「多機能型事業所」という。）</u>に係る最低基準は、別表第12の中欄のとおりとする。</p> <p>2 略</p>
---	--

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号。以下「条例」という。）<u>第5条第5項、第7条第3項</u>、別表及び附則第2条第3項の規定に基づき、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号。以下「条例」という。）<u>第5条、第7条第2項</u>、別表及び附則第2条第3項の規定に基づき、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、この規則で使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）並びに条例</u>で使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、この規則で使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>及び条例</u>で使用する用語の例による。</p>
<p>(居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 条例に定めるもののほか、<u>指定基準</u>は、居宅サービスの種類に応じ、別表第1のとおりとする。</p> <p><u>2 条例に定めるもののほか、共生型指定基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>3 基準該当居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表第3のとおりとする。</u></p>	<p>(居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 条例に定めるもののほか、<u>指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準</u>は、居宅サービスの種類に応じ、別表第1のとおりとする。</p> <p><u>2 基準該当居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表第2のとおりとする。</u></p>
<p>(介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、<u>介護予防指定基準</u>は、介護予防サービスの種類に応じ、別表第1のとおりとする。</p> <p><u>2 条例に定めるもののほか、共生型介護予防指定基準は、介護予防サービスの種類に応じ、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>3 基準該当介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護予防サービスの種類に応じ、別表第3のとおりとする。</u></p>	<p>(介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、<u>指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準</u>は、介護予防サービスの種類に応じ、別表第1のとおりとする。</p> <p><u>2 基準該当介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護予防サービスの種類に応じ、別表第2のとおりとする。</u></p>

別表第1（第3条、第4条関係）

1～5 略

6 通所介護

区分	基準
略	
設備	1～3 略 4 条例別表の6の表設備の項第4号の規定による届出は、利用者の宿泊を開始する30日前までに、次の事項を記載した届出書を提出して行うこと。 (1)～(3) 略 5 略
略	

7 略

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
従業者の配置	1～6 略 <u>7 介護職員を常時1人以上サービスに従事させること。</u> 8 略
略	

9～12 略

別表第2（第3条、第4条関係）

1 訪問介護

(1) 別表第1の1の表（従業者の配置の項第1号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。この場合において、同表従業者の配置の項第2号に規定する利用者は、訪問介護の利用者及び居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者とする。

(2) サービスの提供を受ける者が障害者総合支援法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第29条第1項の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。

(3) 訪問介護に係る指定居宅サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

2 通所介護

(1) 別表第1の6の表（従業者の配置の項第1号から第6号まで及び設備の項第1号から第3号までの規定を除く。）に掲げる基準を満たす

別表第1（第3条、第4条関係）

1～5 略

6 通所介護

区分	基準
略	
設備	1～3 略 4 条例別表の6の表第4号の規定による届出は、利用者の宿泊を開始する30日前までに、次の事項を記載した届出書を提出して行うこと。 (1)～(3) 略 5 略
略	

7 略

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
従業者の配置	1～6 略 <u>7 略</u>
略	

9～12 略

<p>こと。</p> <p>(2) サービスの提供を受ける者が児童福祉法又は障害者総合支援法によるサービスの利用者であるとした場合に児童福祉法第21条の5の3第1項又は障害者総合支援法第29条第1項の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。</p> <p>(3) 通所介護に係る指定居宅サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。</p> <p>3 短期入所生活介護</p> <p>(1) 別表第1の8の表（従業者の配置の項第1号から第6号まで、設備の項並びにサービスの提供の項第17号から第20号まで及び第21号後段の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(2) サービスの提供を受ける者が障害者総合支援法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第29条第1項の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。</p> <p>(3) 居室の面積は、サービスの提供を受ける者1人につき9.9平方メートル以上であること。</p> <p>(4) 短期入所生活介護に係る指定居宅サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。</p> <p>4 介護予防短期入所生活介護</p> <p>(1) 3の表(1)から(3)までに掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(2) 短期入所生活介護に係る指定介護予防サービスを行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。</p> <p>別表第3（第3条、第4条関係） 略</p>	<p>別表第2（第3条、第4条関係） 略</p>
--	--------------------------

（鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の意義等）</p> <p>第2条 この規則で使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する</u></p>	<p>（用語の意義等）</p> <p>第2条 この規則で使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>及び条例</u>で使用する用語の例による。</p>

ための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）並びに条例で使用する用語の例による。

2 略

（障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準）

第3条 条例に定めるもののほか、指定通所支援に係る指定基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。

2 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。

3 条例に定めるもののほか、障害者総合支援法第29条第1項の指定（生活介護に係るものに限る。）を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第3のとおりとする。

4 条例に定めるもののほか、介護保険法第41条第1項本文の指定（通所介護に係るものに限る。）又は同法第42条の2第1項本文の指定（地域密着型通所介護に係るものに限る。）を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第4のとおりとする。

5 条例に定めるもののほか、介護保険法第42条の2第1項本文の指定（小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。）に係るものに限る。）又は同法第54条の2第1項本文の指定（介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。）を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第5のとおりとする。

6 基準該当通所支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第6のとおりとする。

7 生活介護を行う事業所であって指定障害福祉サービス事業者の指定を受けているものが別表第7に掲

2 略

（障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準）

第3条 条例に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。

2 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。

3 基準該当通所支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第3のとおりとする。

4 生活介護を行う事業所であって障害者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定

げる基準を満たすときは、前項に定める基準を満たしているものとみなす。

8 通所介護又は地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）を行う事業所であって介護保険法第41条第1項本文又は第42条の2第1項本文の指定を受けているものが別表第8に掲げる基準を満たすときは、第6項に定める基準を満たしているものとみなす。

9 小規模多機能型居宅介護（複合型サービスに該当するものを含む。）を行う事業所であって介護保険法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が別表第9に掲げる基準を満たすときは、第6項に定める基準を満たしているものとみなす。

（指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準）

第4条 条例に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第10のとおりとする。

2 障害児入所支援及び療養介護を一体的に行う施設については、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）別表第2及び鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）別表第2に掲げる基準を満たしているときは、医療型障害児入所施設に係る前項に定める基準を満たしているものとみなす。

別表第1（第3条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	1～32 略 33 障害児相談支援事業若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの者の従業者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与

を受けているものが別表第4に掲げる基準を満たすときは、前項に定める基準を満たしているものとみなす。

5 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）を行う事業所であって同法第41条第1項本文又は第42条の2第1項本文の指定を受けているものが別表第5に掲げる基準を満たすときは、第3項に定める基準を満たしているものとみなす。

6 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第23項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）を行う事業所であって同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が別表第6に掲げる基準を満たすときは、第3項に定める基準を満たしているものとみなす。

（指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準）

第4条 条例に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第7のとおりとする。

2 障害児入所支援及び障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護を一体的に行う施設については、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）別表第2及び鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）別表第2に掲げる基準を満たしているときは、医療型障害児入所施設に係る第1項に定める基準を満たしているものとみなす。

別表第1（第3条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	1～32 略 33 障害児相談支援事業若しくは <u>障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者等</u> 又はこれらの者の従業者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を

<p>しないこと。 34～42 略</p>	<p>紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。 34～42 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>
<p>別表第2（第3条関係） 略</p>	<p>別表第2（第3条関係） 略</p>
<p><u>別表第3（第3条関係）</u></p>	
<p><u>1 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあつては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 児童発達支援 別表第1の1の表（従業者の配置の項第1号から第3号まで、設備の項並びにサービスの提供の項第22号、第25号、第35号及び第36号の規定を除く。）に掲げる基準</u></p> <p><u>(2) 放課後等デイサービス 別表第1の3の表（従業者の配置の項第1号から第7号まで及び設備の項の規定を除く。）に掲げる基準</u></p> <p><u>2 従業者の人数が、前号(1)及び(2)に掲げるサービスを利用する障害児を生活介護の利用者とみなして加えた場合において指定障害福祉サービス事業者として必要とされる人数以上であること。</u></p> <p><u>3 適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p>	
<p><u>別表第4（第3条関係）</u></p>	
<p><u>1 別表第3第1号及び第3号に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p><u>2 食堂及び機能訓練室の床面積が、別表第3第1号(1)及び(2)に掲げるサービスを利用する障害児を通所介護等の利用者とみなして加えた場合における通所介護等の利用者の数で除して3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>3 従業者の人数が、別表第3第1号(1)及び(2)に掲げるサービスを利用する障害児を通所介護等の利用者とみなして加えた場合において指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者として必要とされる人数以上であること。</u></p>	
<p><u>別表第5（第3条関係）</u></p>	
<p><u>1 別表第3第1号及び第3号に掲げる基準を満たす</u></p>	

こと。

2 通いサービス（事業所に通わせて行うサービスをいう。以下この表及び別表第9において同じ。）の利用の登録を受けている者の数の上限（以下この表及び別表第9において「登録定員」という。）を29人以下とすること。

3 通いサービスを利用する者の1日当たりの上限（以下この表及び別表第9において「1日当たり定員」という。）を次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に定める人数とすること。

25人以下	登録定員の2分の1以上15人以下
26人又は27人	登録定員の2分の1以上16人以下
28人	登録定員の2分の1以上17人以下
29人	登録定員の2分の1以上18人以下

4 他の小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。）又は介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所（保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する者により設置されたものに限る。）との密接な連携の下に運営される事業所は、前2号の規定にかかわらず、登録定員を18人以下、1日当たり定員を登録定員の2分の1以上12人以下とすること。

5 居間及び食堂は、機能を十分に発揮できる適当な広さを有すること。

6 従業者の人数が、通いサービスを利用する者が居宅要介護者であるとした場合に、介護保険法第42条の2第1項本文又は第54条の2第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数以上であること。

別表第6（第3条関係） 略

別表第7（第3条関係） 略

1 略

2 従業者の人数が、前号のサービスを利用する障害児を生活介護の利用者とみなして加えた場合において指定障害福祉サービス事業者として必要とされる人数以上であること。

3～7 略

別表第8（第3条関係）

1・2 略

3 従業者の人数が、第1号のサービスを利用する障害児を通所介護等の利用者とみなして加えた場合に

別表第3（第3条関係） 略

別表第4（第3条関係） 略

1 略

2 従業者の人数が、前号のサービスを利用する障害児を生活介護の利用者とみなして加えた場合において障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として必要とされる人数以上であること。

3～7 略

別表第5（第3条関係）

1・2 略

3 従業者の人数が、第1号のサービスを利用する障害児を通所介護等の利用者とみなして加えた場合に

において指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者として必要とされる人数以上であること。

4 別表第7第3号から第7号までに掲げる基準を満たすこと。

別表第9(第3条関係)

1 地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用することが困難な障害児に対して通いサービスを提供するものであること。

2 登録定員を29人以下とすること。

3 1日当たり定員を次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に定める人数とすること。

略

4・5 略

6 従業者の人数が、通いサービスを利用する者が居宅要介護者であるとした場合に介護保険法第42条の2第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数以上であること。

7 別表第7第3号から第7号までに掲げる基準を満たすこと。

別表第10(第4条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービスの提供	1～16 略 17 入所者について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討すること。また、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及び保護者の希望等を勘案し、必要な援助を行うこ

において介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として必要とされる人数以上であること。

4 別表第4第3号から第7号までに掲げる基準を満たすこと。

別表第6(第3条関係)

1 地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用することが困難な障害児に対して通いサービス(事業所に通わせて行うサービスをいう。以下同じ。)を提供するものであること。

2 通いサービスを利用するために登録を受ける者の数の上限(次号及び第4号において「登録定員」という。)を29人以下とすること。

3 通いサービスを利用する者の数の1日当たりの上限(次号において「1日当たり定員」という。)を次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ同表の右欄に定める人数とすること。

略

4・5 略

6 従業者の人数が、通いサービスを利用する者が介護保険法第8条第2項に規定する居宅要介護者であるとした場合に同法第42条の2第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数以上であること。

7 別表第4第3号から第7号までに掲げる基準を満たすこと。

別表第7(第4条関係)

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービスの提供	1～16 略 17 入所者について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、 <u>障害者総合支援法</u> 第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討すること。また、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及び保護者

	と。		の希望等を勘案し、必要な援助を行うこと。
	18～48 略		18～48 略
略		略	
2 略		2 略	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県水産業協同組合法施行細則（平成20年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
申請等を行う者	申請等の区分	提出書類	申請等を行う者	申請等の区分	提出書類
1 漁業協同組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会（県の区域を地区とする漁業協同組合連合会を除く。3の項及び5の項から9の項までにおいて同じ。）の発起人	法第63条第1項（法第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合又は連合会の設立の認可の申請	ア～エ 略 オ 法第60条第1項（法第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）及び法第62条第1項（法第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告を行ったことを証する書類	1 漁業協同組合、 <u>漁業生産組合</u> 、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会（県の区域を地区とする漁業協同組合連合会を除く。3の項及び5の項から9の項までにおいて同じ。）の発起人	法第63条第1項（ <u>法第86条第3項、第92条第4項</u> 及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合又は連合会の設立の認可の申請	ア～エ 略 オ 法第60条第1項（ <u>法第86条第3項、第92条第4項</u> 及び第96条第4項において準用する場合を含む。）及び法第62条第1項（ <u>法第86条第3項、第92条第4項</u> 及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告を行ったことを証する書類
	カ～ク 略	カ～ク 略	カ～ク 略	カ～ク 略	カ～ク 略
2 漁業協同	略	ア～オ 略	2 漁業協同	略	ア～オ 略
	(2) <u>法第91条の</u>	ア～オ 略		(2) <u>法第91条の</u>	ア～オ 略

<p>組 合 ((2) に掲げ る申請 にあつ ては、 漁業協 同組合 連合会 の会員 である 漁業協 同 組 合)</p>	<p><u>2第2項</u>におい て準用する法第 69条第2項の規 定による漁業協 同組合連合会の 権利義務の包括 承継の認可の申 請</p>	<p>カ 法第91条の2第 <u>2項</u>において準用 する法第69条第4 項において準用す る法第53条第1項 の規定により作成 した被承継人並び に承継人の財産目 録及び貸借対照表 キ 法第91条の2第 <u>1項</u>各号のいずれ にも該当しないこ とを証する書類 ク 法第91条の2第 <u>2項</u>において準用 する法第69条第4 項において準用す る法第53条第2項 本文の規定により 公告した官報の写 し及び債権者に催 告を行ったことを 証する書類又は法 第121条第2項の規 定による定款の定 めに従い公告した 時事に関する事項 を掲載する日刊新 聞紙の写し若しく は電子公告の写し (ファイルの記録 を出力して作成さ れた書面をいう。 以下同じ。) ケ 法第91条の2第 <u>2項</u>において準用 する法第69条第4 項において準用す る法第54条第2項 に規定する手続を 経たことを証する 書類(債権者が異 議を述べた場合に 限る。)</p>	<p>組 合 ((2) に掲げ る申請 にあつ ては、 漁業協 同組合 連合会 の会員 である 漁業協 同 組 合)</p>	<p><u>3第2項</u>におい て準用する法第 69条第2項の規 定による漁業協 同組合連合会の 権利義務の包括 承継の認可の申 請</p>	<p>カ 法第91条の3第 <u>2項</u>において準用 する法第69条第4 項において準用す る法第53条第1項 の規定により作成 した被承継人並び に承継人の財産目 録及び貸借対照表 キ 法第91条の3第 <u>1項</u>各号のいずれ にも該当しないこ とを証する書類 ク 法第91条の3第 <u>2項</u>において準用 する法第69条第4 項において準用す る法第53条第2項 本文の規定により 公告した官報の写 し及び債権者に催 告を行ったことを 証する書類又は法 第121条第2項の規 定による定款の定 めに従い公告した 時事に関する事項 を掲載する日刊新 聞紙の写し若しく は電子公告の写し (ファイルの記録 を出力して作成さ れた書面をいう。 以下同じ。) ケ 法第91条の3第 <u>2項</u>において準用 する法第69条第4 項において準用す る法第54条第2項 に規定する手続を 経たことを証する 書類(債権者が異 議を述べた場合に 限る。)</p>
<p>3 漁業</p>	<p>(1) 法第11条の</p>	<p>ア～ウ 略</p>	<p>3 漁業</p>	<p>(1) 法第11条の</p>	<p>ア～ウ 略</p>

協同組合及び漁業協同組合連合会	2第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資源管理規程の制定の認可の申請	エ 水産業協同組合 法施行規則（平成20年農林水産省令第10号。以下「省令」という。）第6条第1項第4号に規定する資源管理規程が資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書類（同号の資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合に限る。）	協同組合及び漁業協同組合連合会	2第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資源管理規程の制定の認可の申請	エ 水産業協同組合 法施行規則（昭和58年農林水産省令第45号。以下「省令」という。）第5条第1項第4号に規定する資源管理規程が資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書類（同号の資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合に限る。）
(2) 法第11条の2第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資源管理規程の変更の認可の申請	ア・イ 略 ウ 省令第6条第1項第4号に規定する資源管理規程が資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書類（同号の資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合に限る。） エ 省令第6条第2項に規定する資源管理規程の変更が省令第3条の規定により定めた資源管理規程を変更する場合の手續に従って行われたことを証する書類	ア・イ 略 ウ 省令第5条第1項第4号に規定する資源管理規程が資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書類（同号の資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合に限る。） エ 省令第5条第2項に規定する資源管理規程の変更が省令第4条の規定により定めた資源管理規程を変更する場合の手續に従って行われたことを証する書類	(2) 法第11条の2第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定による資源管理規程の変更の認可の申請	ア・イ 略 ウ 省令第5条第1項第4号に規定する資源管理規程が資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書類（同号の資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合に限る。） エ 省令第5条第2項に規定する資源管理規程の変更が省令第4条の規定により定めた資源管理規程を変更する場合の手續に従って行われたことを証する書類	ア・イ 略 ウ 省令第5条第1項第4号に規定する資源管理規程が資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書類（同号の資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合に限る。） エ 省令第5条第2項に規定する資源管理規程の変更が省令第4条の規定により定めた資源管理規程を変更する場合の手續に従って行われたことを証する書類
(3) 政令第3条第3項の規定による資源管理規程の廃止の届出	ア 略 イ 省令第6条第3項に規定する資源管理規程の廃止が省令第3条の規定により定めた資源管理規程を廃止す	ア 略 イ 省令第5条第3項に規定する資源管理規程の廃止が省令第2条の規定により定めた資源管理規程を廃止す	(3) 政令第3条第3項の規定による資源管理規程の廃止の届出	ア 略 イ 省令第5条第3項に規定する資源管理規程の廃止が省令第2条の規定により定めた資源管理規程を廃止す	ア 略 イ 省令第5条第3項に規定する資源管理規程の廃止が省令第2条の規定により定めた資源管理規程を廃止す

		る場合の手續に従って行われたことを証する書類			る場合の手續に従って行われたことを証する書類
略			略		
5 漁業 協同組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会	(1) 法第48条第2項（法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可の申請	ア・イ 略 ウ 法第53条第1項（法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）に規定する財産目録及び貸借対照表並びに法第53条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第121条第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し（定款の変更が出資1口の金額の減少に係るものであるときに限る。） エ 法第54条第2項（法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）に定める手續を経たことを証する書類（債権者が異議を述べたときに限る。） オ・カ 略	5 漁業 協同組合、 <u>漁業生産組合</u> 、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会	(1) 法第48条第2項（ <u>法第86条第2項</u> 、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可の申請	ア・イ 略 ウ 法第53条第1項（ <u>法第86条第2項</u> 、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）に規定する財産目録及び貸借対照表並びに法第53条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第121条第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し（定款の変更が出資1口の金額の減少に係るものであるときに限る。） エ 法第54条第2項（ <u>法第86条第2項</u> 、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。）に定める手續を経たことを証する書類（債権者が異議を述べたときに限る。） オ・カ 略
	(2) 法第48条第4項（法第92条第3項及び第96	ア <u>定款変更届</u> イ・ウ 略		(2) 法第48条第4項（ <u>法第86条第2項</u> 、第92条	ア <u>定款変更届出書</u> イ・ウ 略

	条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の届出			第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の届出	
	(3) 法第68条第2項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第2項の規定による解散の認可の申請	略		(3) 法第68条第2項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条の2第2項の規定による解散の認可の申請	略
	(4) 法第68条第5項(法第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条第5項の規定による解散の届出	ア 解散届 イ 登記事項証明書		(4) 法第68条第5項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条の2第5項の規定による解散の届出	解散届
6 漁業 協同組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会又は設立委員	法第69条第2項(法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定による合併の認可の申請	ア～ウ 略 エ 法第69条第4項(法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において準用する法第53条第1項に規定する各組合の財産目録及び貸借対照表(出資組合が合併する場合に限る。)		6 漁業 協同組合、 <u>漁業生産組合</u> 、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会又は設立委員	法第69条第2項(法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定による合併の認可の申請 ア～ウ 略 エ 法第69条第4項(法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において準用する法第53条第1項に規定する各組合の財産目録及び貸借対照表(出資組合が合併する場合に限る。)
略			略		
9 漁業 協同組合、漁	略		9 漁業 協同組合、漁	略	
	(2) 法第125条第1項の規定に	ア 総会議決(選挙、当選)取消請		(2) 法第125条第1項の規定に	ア 総会議決(選挙、当選)取消請

業生産 組合及 び水産 加工業 協同組 合の組 合員並 びに漁 業協同 組合連 合会及 び漁業 協同組 合連合 会等の 会員	による総会の議決 又は選挙若しく は当選の取消し の請求	求書 イ 組合員又は会員 の総数の10分の1 以上の同意を得た ことを証する書類	業生産 組合及 び水産 加工業 協同組 合の組 合員並 びに漁 業協同 組合連 合会及 び漁業 協同組 合連合 会等の 会員	による総会の議決 又は選挙若しく は当選の取消し の請求	求書 イ 組合員又は会員 の総数の10分の1 以上の同意を得た ことを証する書類
10 漁業 生産組 合	(1) 法第84条の 7第2項の規定 による定款変更 の届出	ア 定款変更届 イ 定款の変更箇所 の新旧対照表 ウ 変更後の定款			
	(2) 法第85条の 2第4項の規定 による組合の成 立の届出	ア 成立届 イ 登記事項証明書 ウ 定款			
	(3) 法第85条の 4第2項の規定 による解散の届 出	ア 解散届 イ 登記事項証明書			
	(4) 法第85条の 5第3項の規定 による合併の届 出	ア 合併届 イ 登記事項証明書 ウ 定款（合併によ り漁業生産組合を 設立した場合に限 る。）			
	(5) 法第86条の 9の規定による 組織変更の届出	ア 組織変更届 イ 登記事項証明書			
11 漁業 生産組 合の清 算人	法第85条の14の規 定による清算結了 の届出	略	10 漁業 生産組 合の清 算人	法第85条の10の規 定による清算結了 の届出	略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。